

学力・進路の実態把握と環境改善に関する共同研究に着手しており、同じテーマを追究する者として、本書が刊行されたことに変な勇気づけられる思いがする。不就学の実態の把握、日本の学校文化に存在する問題点の指摘、各エスニック集団の教育戦略の特徴の描出、学校ソーシャルワーカーやプレスクールといった対応策の提示といった諸点において、本書のもつ意義は大きい。

何よりも、ニューカマーの子どもたちに、「恩恵」としてではなく、「権利」として学校教育を享受させるべし、という本書の一貫したスタンスは、各章の論述にたしかな妥当性と説得力を付与している。その際に、『日本人と同様の教育』を提供することが外国人の子どもを日本の学校に受け入れるための基本的スタンス(59頁)とするのではなく、「異なるニーズを持つ者に対して異なる扱い(different treatment for the different)をすること」(73頁)が大切であると本書は主張する。この主張も妥当なものと言えよう。

しかしながら、本書が、さらに進んで次のように指摘する時、評者の気持ちはゆるる。「日本語の授業がわからない子どもに日本語の習得を優先的に求めるのは、車椅子の人に階段をのぼらせるのと同じ発想と言わねばならない。『日本語がわからないから問題』と考えるのではなく、『日本語がわからなくても問題にならない教育システムとは何か』という発想の転換が必要なのである」(75頁)。

果たして、日本語がわからなくても問題とはならないような、「日本の教育システム」なるものは構想可能なのだろうか。日本に住むかぎり、日本語の力は必要不可欠なのだから、外国人の子どもにもしっかりと日本語を身につけさせるべき、とやはり評者は考える。「彼らのニーズに応えること」と「システムの要請に合わせること」とのジレンマ。これは、理論上ではなく、あくまでも個々の現場に即して実践的に解決していかなければならない課題ではある。

いずれにせよ、今日の日本社会における代表的なマイノリティー集団であると言ってよい「ニューカマー」の人びとに、私たちはどのような公教育を提供することができるのか。彼らの切実な、しかも多岐にわたる教育ニーズに、私たちはいかに応えることができるのか。試されているのは、日本の教育行政・教育現場のありようである。そして、それに対して示唆を与えるべき教育諸学

の新たな展開である。

本書は、そうした現代社会の要請に対する、ひとつの真摯かつチャレンジングな学問的探究の成果である。

(東京大学出版会刊 2005年6月発行 A5判 241頁 本体価格3,800円)

堀尾 輝久 著

『教育を拓く 教育改革の二つの系譜』

橋迫 和幸 (宮崎大学)

本書は、1970年代から今日まで、教育改革にかかわる問題について書かれた論文や行なわれた講演をもとに、次のような構成で集大成された労作である。

序章 日本の教育、この100年・総括と展望  
— 平和・自由・人権と公共性

- I 戦後改革の精神
- II 教育における「能力主義」の問題性
- III 臨教審と教育改革
- IV 教育改革と教育基本法
- V 私たちのめざす教育改革

おわりに — 教育改革の二つの系譜と展望

I～Vの各章では、まず、1950年代半ば以降における国家主義教育の台頭(戦後教育改革の反改革)と1960年代における能力主義教育の登場によって戦後教育の人権と民主主義の理念が危機に直面させられたことが論じられ、これに対抗すべく戦後民主教育の理念を教育における正義の原則としてとらえる著者の思想が提示されている。次いで、教育における能力の問題について、それは教育における民主主義の実現をめざす原理であったことが歴史的に吟味され、それに対して1960年代に財界主導のもとで打ち出された能力主義教育は能力を差別の原理に転化するものであることが明らかにされている。つづいて、1980年代には臨教審によって公教育を解体する新自由主義教育改革の方向が打ち出されたことが論じられている。「戦後教育の総決算」を掲げる臨教審は、他方で新国家主義の方向を鮮明に打ち出したが、まだ教育基本法の「改正」を直接のねらいとするにはいたらず、強引な法解釈によってその理念を骨抜きにしようとするものであった。しかし、1990年代に

おけるグローバル化の進展と国際競争の激化を背景に、公教育の国家主義的・差別的な再編をもくろむ支配層は、もはや教育基本法の解釈改正では乗り切れないとみて、いよいよ教育基本法そのものの「改正」に着手しようとしている。こうした動向に対抗するには、教育基本法を「未完のプロジェクト」としてとらえ、その理念の実現をこれからの課題として積極的に追求することこそが大切だという著者の主張は重要である。同時に、その「未完のプロジェクト」を未来に向けて実現していくためには、子どもたちの現実から出発するとともに、1945年以後を「地球時代」としてとらえる壮大な歴史的展望をもって人権としての教育を実現する方向でプロジェクトに取り組む姿勢が貫かれなければならないという著者の主張は、重く受け止められなければならない。

以上のようなこれまでの一連の教育改革動向の分析と今後の展望のための枠組みを示したのが、2000年に書かれた論考にもとづく序章である。ここでは、公教育をだれが支配するか、言い換えれば教育改革をだれが担うかをめぐるせめぎあいが、「教育権と公共性にかかわる三つ巴の状況」としてとらえられている。その三つ巴をなすのは、「国権論的公教育論」、「新自由主義にもとづく教育の自由化（私事化）論」そして「人権論的・民衆的公教育論」である。国権論的公教育論は、1950年代なかばに戦後改革の反改革として登場し、以後今日にいたるまで教育政策を貫いている。新自由主義にもとづく教育の私事化論は、1980年代に臨教審で登場し、それ以後今日までの教育改革において具体化されつつある。それに対して、人権論的・民衆的公教育論は、教育基本法の本質にもとづいて私たち自身が実現すべき公教育の理念を示すのである。

しかし、人権論的・民衆的公教育論は、たんに今後の展望を示す理念に過ぎないのではない。それは、これまで政府・財界主導の教育改革に対抗しながら、教育基本法の理念を実現する道として民衆によって担われ受け継がれてきたものである。それだけでなく、人権論的・民衆的公教育論は、支配層による教育基本法解体の策動に抗してそれを守ろうとする取り組みのなかで、教育基本法の理念を「再発見」し理解をより深めることによって、みずからの内実を一層豊かにしてきたという著者の見方はきわめて示唆的である。このよ

うな民衆における教育改革の伝統こそが、確かに「教育改革の二つの系譜」の一方をなすものとして、私たちに希望を与えてくれる。それは、みずからの力で平和ゼミナールをつくりあげてきた高校生、国連子どもの権利委員会でのヒアリングでアピールした高校生、日の丸・君が代の強要に抗して自分たちの卒業式・入学式の実現に取り組んできた高校生など、子どもたち自身の多様な動きとしても具体化されている。その背景には、教師たちによって展開されてきた民間教育運動や、地域住民の教育運動などの脈々たる伝統がある。著者自身が深くかかわってきた、1970年代の教育制度検討委員会や教育課程検討委員会、1980年代の第2次教育制度検討委員会、さらには1990年代の「日本の教育改革をともに考える会」などの組織的な教育改革運動も、そうである。このような民衆の側の教育改革の伝統を踏まえた著者の次のような力強い言明に、深い共感を覚える。「私たちは戦後改革を総決算し、平和で民主的な国づくりの決算を忘却の淵に沈めるのではなく、過去に犯した過ちへの反省と、再生の決意を深く胸にきざむことを通して、戦後改革の精神を根づかせる努力をしてきたのであり、根づきの40年に続く年月を、幹太く茂らせる時代としていかななければならない」。

民衆レベルでの教育改革運動は、直接に教育制度を動かすほどの力を持つてはいないかもしれない。国民の間に広範な支持を広げているともいえないだろう。しかし、民衆に根ざしたこのような「もう一つの教育改革の系譜」が脈々と受け継がれてきた歴史的事実こそが、私たちに勇気づけてくれる。

教育基本法「改正」という形で戦後民主教育の解体が最終段階を迎えようとしている今日、ともすれば無力感とあきらめの気分にとらわれる状況が広がっているように見える。それは、政府・財界による新自由主義・新国家主義的な教育改革が抗いがたく進められているからだけではない。こうした上からの改革路線が国民の間で一定の支持を受けているようにさえ見受けられるからでもある。このような見方は傲慢のそしりをまぬかれまいだろうが、そうした気分が広がりつつあることも否定できないのではないだろうか。本書は、「未完のプロジェクト」たる教育基本法の理念の実現に向けて努力する意義と筋道を明快に指し示すことによって、そうした気分にとらわれがちな私た

ちを力強く鼓舞してくれるのである。  
 (青木書店刊 2005年8月発行 B6判 419頁  
 本体価格4,200円)

菱刈 晃夫 著

### 『近代教育思想の源流』

スピリチュアリティと教育』

相馬 伸一 (広島修道大学)

著者の菱刈氏は、宗教改革期を中心とした教育思想の研究者である。本書は、8つの章をルターとメランヒトンにあてる一方、全17章と2つの補遺において、時系列的には、古代ギリシア哲学者、キリスト教の教父、ドイツ神秘主義者から、コメニウス、ベーメ、フランケが、そして、問題意識の提示にあたっては、ポパーの三世界論や脳科学、さらに鈴木大拙までが扱われている。ゆえに、やや概説的な感は否めない。しかし、著者が提示しようとする教育思想史のイメージは明示されていると思われる。

著者は、人間存在の究極的な意味を求める傾向を、スピリチュアリティ(霊性)への接近としてとらえ、その世界を「冀いつつ生きた人間の物語」に「近代教育思想の源流」を見ようとする(20頁)。こうした視点は以前から他の論者にも見られたが、ともすれば究極的宗教価値の存在を前提とした思考に陥る傾向があり、それがこの種の議論の広がりや妨げてきたと思われる。

しかし、「中立」原則を掲げた学校教育が、連続殺人事件を犯した少年によって「透明な自己」を生み出した元凶として告発されたように、近代教育の行き詰まりは深刻である。そうしてみると、精神的価値と内面の自由をいかに論じうるかは、教育学における不可欠の考察課題といえよう。

副題に示されているように、著者の関心は、あくまでもスピリチュアリティ「と」教育であり、スピリチュアリティ「の」教育ではない。ゆえに、心的過程として生起するスピリチュアリティの問題を「考える必要」を繰り返し強調する(11頁、276頁注)。こうした慎重で自覚的なスタンスには、私は共感できる部分が多かった。ただ、全体を通して、いくつかの疑問点がないではない。

第一に、人間存在の究極的な意味の探求は、必

ずしもスピリチュアリティの伝統に限られないのではないか。人間がわたしの外(Extra me)に出て行かねばならないとしても、そこで超越者と交わらない限り、真の幸福な存在とはなりえない(123頁)、と言い切れるだろうか。

たとえば、プラトンとソクラテスとの出会いは、非連続的教育形式(ボルノー)の典型といえる。その他、セネカにも、ルネサンス群像にも、スピリチュアリティを主題としているとは見なせずとも、人間存在の意味の探求というモチーフは読みとられる。本書では、鈴木大拙もとりあげられているものの、スピリチュアリティの問題がキリスト教的伝統に限局されている感がある。現代世界における「神々の闘争」の深刻さを思うと、スピリチュアリティの問題をより通文化的に論ずる可能性についても論究して欲しかった。

第二に、スピリチュアリティへの接近という「方向」に近代教育思想の源流を見るのは妥当であろうか。私見では、近代教育成立における重要な歴史的变化のひとつは世俗化であると思われる。

たとえば、メランヒトンにもコメニウスにも、スピリチュアリティへの接近という非合理で個人的な体験を、教育という理性的で組織的な営みと接合するというアポリアが看取される。しかし、このアポリアを引き受けた時点で、彼らは教育の世俗化に舵を切ったとも見なせる。実際、彼らは教育の内容的・方法的・制度的合理化にとりくみ、ゆえに、その教育的言説のみを取り出した近代的解釈も存立しえた。近代教育思想の源流は、むしろ彼らの「世俗化への抵抗と対処」ともいべき重層的な構造に認められるのではないか。

また、著者は、近代教育学が理性等に基づく水平軸において成り立ち、「垂直軸からの力をもたない」(182頁)という。しかし、K. シュミットが指摘したように、宗教の世俗化とともに、新たな垂直軸の力として君臨したのが「神としての国家」ではなかったのか。だとすれば、垂直軸からの力の評価は、この局面の検討を抜きにしては語れないのではないだろうか。

第三に、上の疑問と関連するが、スピリチュアリティへの接近を教育の本質ないし重要部分と見なす場合、教育という営みは宗教や神秘体験とどのように区分されるだろうか。

著者は、カテキズム教育に非連続的教育形式の成就を可能にする連続的教育形式の意義を認め、